

「旭川市空家等対策協議会」の委員を募集します

「旭川市空家等対策協議会」は、空家等対策に関する基本的な方針、空家等の調査に関する事項、適切な管理の促進に関する事項、利活用の促進に関する事項等を定める「空家等対策計画」の実施等について協議を行う機関です。

協議会の委員は、公募委員に加え、関係団体から推薦された大学の先生など、計12名程度を予定しています。

この度は、公募委員が任期満了となることから、次のとおり次期公募委員を募集しますので、関心のある方は御応募ください。

◇応募資格

空家等対策に関心のある方で、次の全てに該当する方

- (1) 本市に居住しているか、通勤通学している方
- (2) 平成30年3月24日現在において、満20歳以上の方
- (3) 原則として市の附属機関又は懇談会等の委員に就任していない方
- (4) 本市の市議会議員及び職員でない方

◇募集期間

平成30年1月15日（月）から平成30年2月16日（金）まで（必着）

◇募集人員

3名（原則として男女各1名以上）

◇任期

平成30年3月24日から平成32年3月23日までの2年間

◇協議会

1回2時間程度（日中）の協議会を、年2回程度開催します。

◇報酬

協議会1回の出席につき、報酬7,700円を支給します
（所得税等を源泉徴収します。）。

◇応募方法

持参、郵送、ファックス又はメールにより建築指導課に提出してください。

◇選考方法

応募者が募集人員を上回った場合は、抽選により選考します。

◇応募受付・問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階

旭川市建築部建築指導課建築管理係

TEL (0166) 25-8561

FAX (0166) 24-7009

Eメール：kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp